

議案第 37 号

令和 5 年度（債務負担行為）三郷東部認定こども園建設事業機械設備工事請負契約について

令和 5 年 12 月 25 日一般競争入札に付した令和 5 年度（債務負担行為）三郷東部認定こども園建設事業機械設備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 48 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的  | 令和 5 年度（債務負担行為）三郷東部認定こども園建設事業機械設備工事           |
| 2 | 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 3 | 契約金額   | 156,200,000 円                                 |
| 4 | 契約の相手方 | 長野県安曇野市豊科 5847 番地<br>有限会社 信州保温<br>代表取締役 藤澤 文彦 |

令和 6 年 2 月 20 日 提出

安曇野市長 太田 寛

## 議案第38号

### 損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求める。

#### 記

##### 1 損害賠償の相手方

住所 安曇野市

氏名

##### 2 事故の概要

令和5年10月30日、安曇野市豊科高家1045番地9において、公用車を駐車場所から発進させる際に、アクセルペダルをブレーキペダルと思い込み強く踏み続けてしまい、アパートの駐車場に駐車してあった車両に衝突した物損事故。

##### 3 損害賠償の額

本件事故の原因は、公用車運転者の運転操作の誤りであるため、安曇野市の過失を100%とする。

よって、安曇野市は本件事故の損害の解決金として、相手方に対し551,903円を賠償するものとする。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

令和6年2月20日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 39 号

土地の取得について

黒沢洞合自然公園の用地として、下記土地を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 48 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 所在地 別紙のとおり
- 2 面積 13,978.00 m<sup>2</sup>
- 3 取得金額 29,709,000 円
- 4 所有者 安曇野市豊科 6000 番地  
安曇野市土地開発公社

令和 6 年 2 月 20 日 提出

安曇野市長 太田 寛

## 別紙

土地の所在	
所 在	地 番
安曇野市三郷小倉	2922 番 1
安曇野市三郷小倉	2924 番 1
安曇野市三郷小倉	2925 番
安曇野市三郷小倉	2926 番 1
安曇野市三郷小倉	2927 番
安曇野市三郷小倉	2928 番 1
安曇野市三郷小倉	2928 番 2
安曇野市三郷小倉	2928 番 3
安曇野市三郷小倉	2929 番 1
安曇野市三郷小倉	2929 番 2
安曇野市三郷小倉	2929 番 3
安曇野市三郷小倉	2929 番 4
安曇野市三郷小倉	2930 番 1
安曇野市三郷小倉	2930 番 2
安曇野市三郷小倉	2931 番
安曇野市三郷小倉	2932 番 1
安曇野市三郷小倉	2932 番 2
安曇野市三郷小倉	2933 番 1
安曇野市三郷小倉	2933 番 2
安曇野市三郷小倉	2935 番 1
安曇野市三郷小倉	5834 番 2
	21 筆

## 議案第 40 号

### 公の施設の指定管理者の指定期間の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者の指定の期間を変更したいので、議会の議決を求める。

### 記

#### 1 施設の名称

安曇野市三郷堆肥センター

#### 2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市三郷小倉 4906 番地 6

株式会社 三郷農業振興公社

代表取締役 中山 栄樹

#### 3 指定期間の変更

「令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで」を「令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで」に変更する

令和 6 年 2 月 20 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 41 号

地区土地利用計画について

安曇野市の適正な土地利用に関する条例（平成 22 年安曇野市条例第 28 号）第 12 条第 1 項の規定により、下記のとおり地区土地利用計画を定めたいので、議会の議決を求める。

記

別紙 三郷楡地区 地区土地利用計画による。

令和 6 年 2 月 20 日 提出

安曇野市長 太田 寛

## 三郷楡地区 地区土地利用計画

### ■土地利用条例第 13 条第 1 項関係

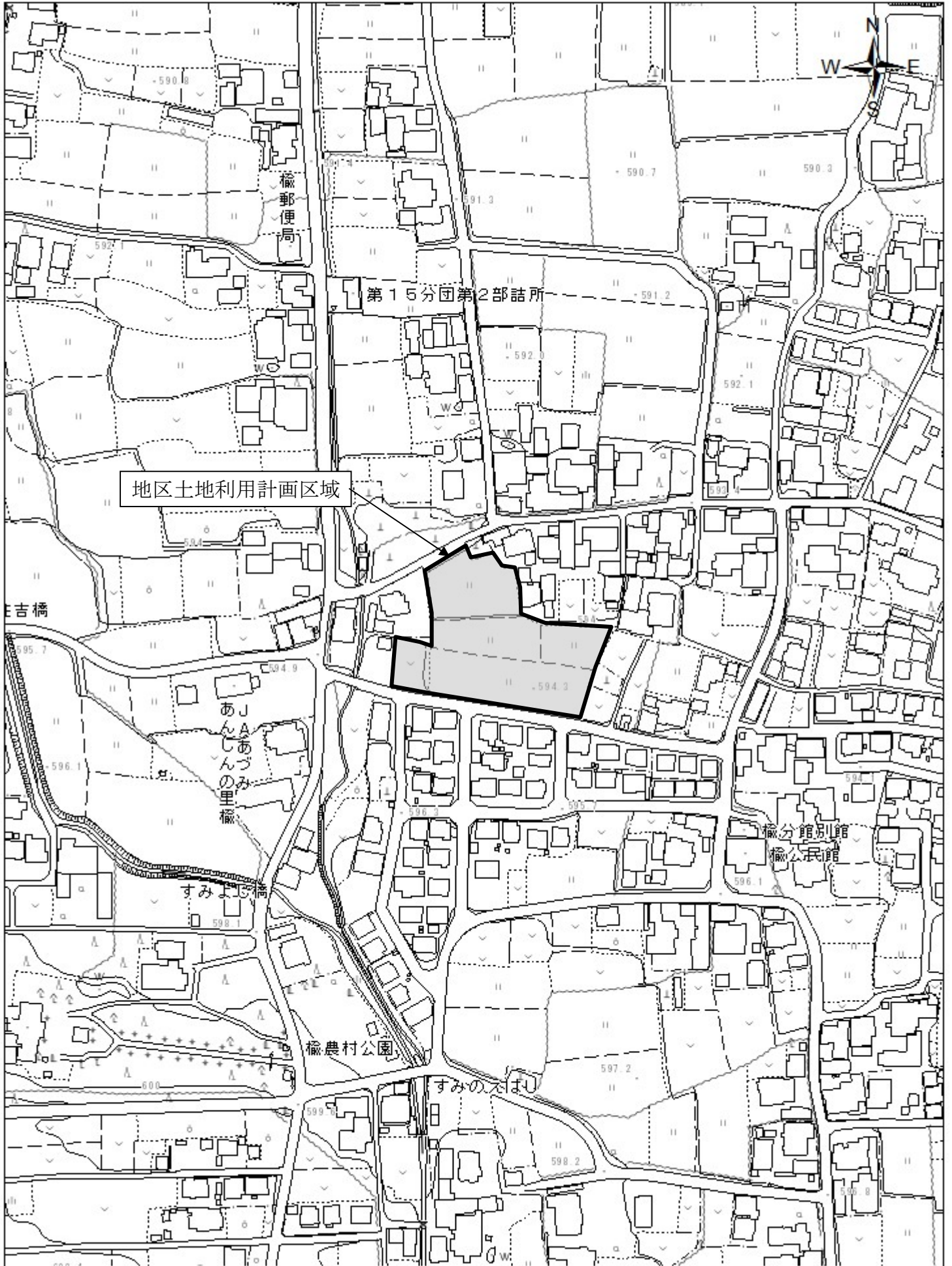
必須事項	(1) 地区の土地の範囲	安曇野市三郷温 5665-1、5665-2、5666、5667-1、5669-2 上記のほか、道路・水路の一部を含む（面積 おおむね 5,600 m <sup>2</sup> ）		
	(2) 地区の土地利用の方針・目指すべき方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本地区は、三郷拠点地区から北西に約 1.2km、広域農道から東に約 300mの地点にあり、本地区の周辺には基本集落や田園が位置している。</li> <li>・土地利用基本計画では「田園環境区域」、景観計画では「田園エリア」、安曇野市都市計画マスタープランでは「良好な営農環境や田園に調和した集落の維持・継承を図るゾーン」として定められている。</li> <li>・建築物の用途の混在、敷地の細分化などによる住環境の悪化を防止することで、緑豊かな居住エリアの形成を目指し、本地区を良好な一戸建て住宅を中心とする低層住宅地区として誘導を図る。</li> </ul>		
	(3) 地区の適正かつ合理的な土地利用を図るための開発事業の基準	建築物等の用途制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一戸建ての住宅（自己用専用住宅）</li> <li>2 公民館・集会所</li> <li>3 上記に附属するもの（建築基準法施行令第 130 条の 5 各号に定める建築物を除く。）</li> <li>4 ゴミステーション</li> </ol>	
		建蔽率	50%以下	
		容積率	80%以下	
		敷地面積の最低限度	300 m <sup>2</sup> （ただし、ゴミステーションを除く。）	
		壁面後退	<p>建築物の外壁（出窓・戸袋を除く。以下同じ。）又はこれに代わる柱の面から農地及び道路（建築基準法第 42 条の規定による道路）境界線までの距離は 2.0m以上、その他隣地境界線までの距離は 1.0m以上とする。</p> <p>但し、以下のいずれかに該当するものを除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3m以下の建築物又は建築物の部分</li> <li>2 物置等で軒の高さが 2.3m以下でかつ床面積の合計が 5 m<sup>2</sup>以内の建築物の部分</li> <li>3 床面積の合計が 10 m<sup>2</sup>の以内の建築物</li> <li>4 床面積の合計が 30 m<sup>2</sup>以内の壁面を有しない建築物又は建築物の壁面を有しない部分</li> <li>5 ゴミステーション</li> </ol>	
		建築物等の高さの最高限度	高さは 10m以下かつ階数は地階を除き 2 以下とする。	
		垣・さくの構造の制限	<p>開発道路及び接続する道路の境界線から奥行 1.0mまでに設置するものの構造は、次のいずれかに掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生垣</li> <li>2 敷地の前面道路面から高さ 0.6m以下のブロック塀、擁壁、石積み等</li> <li>3 片側の幅 1.5m以下の門柱及びこれらに類するもので、敷地地盤面からの高さ 1.5m以下のもの</li> </ol>	

■土地利用条例第13条第2項関係

必要に応じて定められる事項	(1) 地区の利用に供される道路、公園その他公共施設の整備に関する計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地区内の開発道路は、W=6.0mとし、市道認定を得るべく市道認定基準により築造し、工事検査完了後市に帰属させる。</li> <li>2 緑地は、法定面積以上として市に帰属させるとともに、管理は当地区により行うものとする。</li> <li>3 上水道は安曇野市上水道に接続し、汚水は公共下水道に接続するものとする。</li> <li>4 消火施設、ゴミステーション、防犯灯、カーブミラー等の公共施設設置については、市並びに地元区の指導の下に設置するものとする。</li> </ol>
	(2) その他市長が地区の適正かつ合理的な土地利用を図るために必要と認める事項	<p>必須事項(3)に示す基準のほかは、安曇野市景観づくりガイドラインに準ずるものとする。(ただし、屋根の形状を除く。)</p> <p>当地区の環境、安全の維持・保全のため、次の事項についても留意するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 区画は、資材または廃棄物の置場として利用しない。</li> <li>2 必要な台数分の駐車場を敷地内又は付近に備え、路上駐車はしない。</li> <li>3 敷地地盤高は、原則として宅地造成完成時の高さを維持するものとする。</li> <li>4 道路のすみ切り部分(交差点内)は、自動車の出入り口としない。</li> </ol>



# 三郷榆地区 地区土地利用計画 区域図



3

1:2,500

0

45

90

180 m

議案第 42 号

市道の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので、議会の議決を求める。

記

別紙市道認定路線調書による。

令和 6 年 2 月 20 日 提出

安曇野市長 太田 寛



# 認定路線位置図

整理番号 1

